資料２

三条市未来の保育所検討委員会の運営について

１　会議の運営及び公開

「三条市における審議会等の設置、運営等に関する指針」に基づき運営する。

２　三条市未来の保育所検討委員会の所掌事項

本委員会では、就学前児童数の減少等を踏まえ、将来にわたり持続可能な保育提供体制を構築するため、保育所等の配置及び規模の整理について検討を行う。

三条市未来の保育所検討委員会設置要綱（抜粋）

（所掌事項）

第２条　委員会は、次に掲げる事項について検討し、三条市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に意見を述べるものとする。

(1) 就学前児童の育ちに適切な集団規模及び保育環境を踏まえた保育所等の在り方に関すること。

(2) その他教育委員会が必要と認めること。

３　今後のスケジュール

・第２回　令和８年８月
・第３回　令和８年 10 月
・第４回　令和８年 12 月
・第５回　令和９年２月